

一時的保育事業のご案内

1 一時的保育事業とは

保護者がパートなど週1～3日だけ断続的に働いたり、あるいはケガや病気で入院したりして家庭の保育が困難となった就学前のお子さんを保育園でお預かりするもので、次の2つの種類の事業があります。

2 事業の種類

- (1) 保護者の就労・職業訓練・就学等により平均週3日を限度として、断続的に家庭保育が困難となる就学前のお子さんを6か月を限度としてお預かりします。これを非定型的保育サービス事業といいます。
- (2) 保護者の傷病・災害・事故・出産・看病・介護・冠婚葬祭等社会的にやむをえない理由により原則として、1か月を限度として緊急・一時的に家庭保育が困難となる就学前のお子さんをお預かりします。これを緊急保育サービス事業といいます。

3 利用できる保育園

次の保育園でご利用いただけます。

なお、保育時間は、その保育園の正規保育時間となります。

(北阪保育園の正規保育時間は9時～17時となります。)

実施保育園	所在地	電話番号	定員
北阪保育園	柏原市片山町1番19号	977-4936	6人
みずほ保育園	柏原市大県1丁目3番22号	972-0822	6人
南河学園附属 国分保育園	柏原市国分本町7丁目6番14号	978-6825	6人

4 保護者負担額

利用児童の保護者が支払う利用料及び飲食物費等（以下「保護者負担額」という）を保育園に納付して下さい。ただし、利用児童の保護者で生活保護世帯及び市民税非課税世帯のうち、「母子世帯等」・「在宅障害児（者）のいる世帯」・生活保護世帯に準ずる程度の状況にあると市長が認めた世帯については、保護者負担額は1人1日当たり400円とします。

	3歳未満	3歳以上	その他
1日 (9時～17時)	2,600円	1,400円	飲食費 400円別途必要
半日 (9時～13時) (13時～17時)	1,800円	1,000円	飲食費 400円別途必要

(注) 非定型的保育事業は登録制となっていますので、一度登録されますと実際にお子さんを預けられなくても負担額をお支払い願いますのでご注意ください。

5 利用方法

(1) 「一時的保育事業利用申請書」を市役所（こども課）及び実施保育園に用意していますので、申請書に必要事項を記入し、実施保育園に提出してください。この時保育園で面接を受けてもらいます。

(注) ご利用いただける人数に制限がありますので、すぐにお預かりできない場合もあります。

(2) 申請書を提出する時に、保育園の利用を必要とする次の申請理由に応じた証明書類を添付してください。

申請理由	証 明 書 類
就 労	就労証明書（勤務時間、勤務条件、勤務日数の判るもの）
職 業 訓 練	就学証明書・学生証等
就 学	就学証明書・学生証等
傷 病	医師の診断書
災 害 ・ 事 故	罹災証明書等
出 産	母子手帳の写し
看 護 ・ 介 護	看護等を必要とする医師の証明書
冠 婚 葬 祭	案内通知・会葬礼状等事実確認できるもの
そ の 他	必要と認められる書類

(3) 利用期間の途中で利用しなくなる場合は、必ず保育園に「一時的保育事業利用辞退届」を提出してください。

6 その他

その他わかりにくいことがありましたら、下記へお問い合わせください。

北阪保育園	9 7 7 - 4 9 3 6
みずほ保育園	9 7 2 - 0 8 2 2
南河学園附属国分保育園	9 7 8 - 6 8 2 5
柏原市健康福祉部こども課	9 7 2 - 1 5 8 1 (直通)